



平成 22 年 6 月 2 日

栗東市議会議長

高野正勝 殿

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に
慎重な対応を求める意見書提出に関する請願

紹介議員

井之口 秀行
野村 昌弘



請願者 滋賀県 栗東市山平井二丁目十一十九

住所

北川 健二



請願趣旨

昨年九月三〇日、法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を国会に提出する意欲を表明し、さらにさる二月一九日には法務省が同改正案の概要を示しました。

しかし、夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。

今日、三世代同居の減少など家庭をとりまく環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、これらを憂うる立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。

本来、民法は家族を保護する為の基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。

夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、しいては離婚が容易に出来る社会システムの形成に繋がる懸念されます。のみならず親子別姓をもたらし、子供の心に取り返しのない傷を与えることになりかねません。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族の絆を強化する施策ではないでしょうか。

尚、一部の働く女性から旧姓使用を求めますが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、政府に対し、婚姻制度や家族の在り方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に慎重な対応を求める意見書を提出してくださるよう請願致します。